

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十九号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第三十一条まで（現行のとおり）</p> <p>（特別地区内等の行為の許可基準）</p> <p>第三十二条 条例第二十六条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 工作物を新築すること。</p> <p>イ及びロ（現行のとおり）</p> <p>ハ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(1) から(4)まで（現行のとおり）</p> <p>(5) 電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）<u>第二条第一項第十八号</u>に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）</p> <p>(4) から(7)まで（現行のとおり）</p> <p>ニ及びホ（現行のとおり）</p> <p>二から十一まで（現行のとおり）</p> <p>第三十三條から第四十七條まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第三十一条まで（略）</p> <p>（特別地区内等の行為の許可基準）</p> <p>第三十二条 条例第二十六条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 工作物を新築すること。</p> <p>イ及びロ（略）</p> <p>ハ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(1) から(4)まで（略）</p> <p>(5) 電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）<u>第二条第一項第十六号</u>に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）</p> <p>(4) から(7)まで（略）</p> <p>ニ及びホ（略）</p> <p>二から十一まで（略）</p> <p>第三十三條から第四十七條まで（略）</p>

(保護区内における許可を要しない行為)

第四十八条 条例第四十三条第六項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イからヌまで (現行のとおり)

ル 電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること(その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

ヲからツまで (現行のとおり)

二から十二まで (現行のとおり)

第四十九条から第六十九条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第四まで (現行のとおり)

別表第五 緑地基準(第五十二条関係)

対象行為	面積	区域	
		甲地域	乙地域
一から三まで(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
四 鉱物の採掘、土石の採取又は土砂等による土地の埋立て及び盛土		(現行のとおり)	

(保護区内における許可を要しない行為)

第四十八条 条例第四十三条第六項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イからヌまで (略)

ル 電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること(その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

ヲからツまで (略)

二から十二まで (略)

第四十九条から第六十九条まで (略)

別表第一から別表第四まで (略)

別表第五 緑地基準(第五十二条関係)

対象行為	面積	区域	
		甲地域	乙地域
一から三まで(略)	(略)	(略)	(略)
四 鉱物の採掘、土石の採取又は土砂等による土地の埋立て及び盛土		(略)	

